

【会議の名称】 古賀市特別職報酬等審議会(第1回)

【日時・場所】 平成30年8月9日(木) 19:00～20:30

【主な議題】

1. 市長あいさつ及び辞令交付
2. 自己紹介
3. 会長の互選
4. 諮問
5. 審議会の公開
6. 現状報告及び審議資料説明
7. その他

【傍聴者数】 0人

【出席委員等の氏名】

宗像優会長、小江正樹委員、倉富史枝委員、高原朱美委員、中西博宣委員、馬場達也委員、平川由記子委員、藤本芳博委員、船越信幸委員、古川優子委員

事務局 副市長:柴田俊一(市長が所用で欠席のため副市長が出席)、総務部長:吉村博文、人事課長:横田浩一、人事課職員係長:石丸律子、人事課職員係:古賀彩加

【庶務担当部署名】 総務部 人事課 職員係

【委員に配布した資料の名称】

ページ番号	名称
—	平成30年度古賀市特別職報酬等審議会(第1回)次第
1	平成30年度古賀市特別職報酬等審議会委員 名簿
—	特別職の報酬等について(諮問)
—	傍聴要領
2	古賀市特別職報酬等審議会条例
3-4	古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(抄)
5	古賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抄)
6-7	特別職の報酬及び給料
8	特別職報酬等の改正経緯
9	福岡県内他市の直近の特別職報酬等審議会の開催状況
10	過去の市長等の給料月額及び議会議員の報酬月額改定状況
11-17	福岡県内各市(政令市を除く)との比較
18-19	福岡県内各市(政令市を除く)の特別職の報酬・給料月額の状況
20-24	福岡県内各市(政令市を除く)の基礎データ
25	古賀市一般会計決算・予算資料
26	県内各市における主な財政指数
27	主な財政用語
28	消費者物価指数推移
29-44	議会の活動状況
45-46	各市議会における役職別議員報酬額一覧(H30. 4. 1現在)

47	人事院勧告と古賀市職員の給与の対応経緯
48-52	職種別、学歴別、企業規模別初任給一覧
53	特別職の期末手当について

【審議の内容】

1. 市長あいさつ及び辞令交付(市長欠席のため副市長)

■副市長

皆様こんばんは。まだまだ外は明るいですが、実際の時間は 19 時で大変遅い時間に皆様お集まりいただいたことをまず感謝申し上げます。

先ほども話でしたが、市長の中村が今日は東京に行っております。古賀市の学校のエアコンや道路の整備など、ちょうど今予算の時期ですので、陳情活動を積極的に行い、できるだけ早く子どもたちに涼しい中で勉強してもらいたいなどと考えつつ、いろいろと活動させていただいています。

このたびの古賀市報酬等審議会を開催するにあたりまして、委員の皆様方には大変お忙しい中、快くお引き受けいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

この報酬等審議会は、前回平成 26 年度に開催しまして、4 年ぶりの開催ということになります。その間の社会情勢、あるいは近隣市の状況等も踏まえまして、現在の報酬等が適切な額であるかどうかのご意見をお伺いするのが、この審議会の目的でございます。

近年の報酬等審議会の状況を申し上げますと、平成 13 年度に議員報酬月額を諮問した際、増額の答申をいただきまして、議員報酬の増額を行っておりますが、その後、平成 16 年度、18 年度、26 年度に開催した3回の諮問では、現状維持の答申をいただいております。今回の審議にあたりましては、委員の皆様方にはご苦勞をおかけすることになりますが、忌憚のないご意見を出していただいて、また審議を尽くしていただいて、審議会としての答申をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

[副市長から委員に対し辞令交付]

[特別職報酬等審議会の説明]

■人事課長

まず古賀市特別職報酬等審議会とはどういうものであるかということをお説明させていただきます。まず特別職の報酬及び給料についてですが、お配りしております A4 の資料の 6 ページをごらんください。

6 ページの特別職の報酬及び給料という表題の資料がございます。そこをかいつままで読ませていただきます。地方公共団体は、特別職の地方公務員が常時勤務することを要する市長、副市長、教育長等の常勤の職員であるならば給料を支給しなければならず、常時勤務することを要しない議会の議員等の非常勤の職員であるならば報酬を支給しなければならないと地方自治法上定められております。また特別職の報酬及び給料の性格は、一般の職員の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定されるのに対して、生活給的な要素を考慮せず職務の特殊性に応じ一切の給付を含めた対価であると定義づけられています。そして特別職の報酬及び給料は、一般職員と同様に額及び支給については条例で定めなければならないとされており、古賀市におきましても条例を定めているところでございます。また特別職の報酬及び給料のうち、議員の報酬は、議員みずからが条例の議決をとおして自己の報酬を決定することができる点において特異性を持っております。しかしながら自己決定の法則があるとしても、適正な額を決定しない限り、世論の批判を受けることとなります。そこで適正な額の判断として第三者機関の意見を聞かなければならないとされておりまして、古賀市におきましても古賀市特別職報酬等審議会条例を制定しているところでございます。

次に2ページの条例の説明をさせていただきます。まず第1条につきましては、本審議会の設置目的を記載しております。市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、古賀市特別職報酬等審議会を置く規定しております。次に第2条、審議会の所掌事項としまして、市長は議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものと規定しております。続きまして第3条、委員の皆様についてですが、審議会は委員10人以内をもって組織し、その委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、必要の都度、市長が任命すると規定されており、ただいま任命をさせていただきますところですが、第2項、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとするということで答申等出されましたら、その時点で解任されるということになります。続いて第4条、会長。審議会に会長を置き、委員の互選により定めるということで、後ほど会長の選出をお願いいたします。第3項、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理するとあります。これについては、会長が互選されましたら、会長から職務代理者を指定していただきます。第5条の会議につきまして、審議会は会長が招集するというので、次回、第2回からの招集は会長名で行わせていただきます。次に第2項です。審議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないということがございます。審議会については、後ほど日程調整をさせていただきます。第6条の庶務についてですが、審議会の庶務は、給与に関する事務を所管する課において処理するとされております。給与は人事課が所管しておりますので、庶務については、私たち人事課が処理するということになります。それから、第7条、雑則についてです。この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定めとなっておりますが、特段この雑則に係るものについては、今のところございません。こういうことで、古賀市特別職報酬等審議会が条例により設置されているということでございます。御理解のほどよろしくをお願いいたします。

2. 自己紹介

[委員からそれぞれ自己紹介]

3. 会長の互選

[会長は出席委員より宗像優委員の推薦あり、全委員承認により、宗像優委員を会長に選任。宗像優委員承認。]

[宗像優会長より、高原朱美委員を職務代理者に指定、全委員承認。]

4. 諮問

[副市長から会長に対し諮問]

■副市長

古賀市特別職報酬等審議会会長様 古賀市長中村隆象 特別職の報酬等について(諮問)古賀市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、古賀市議会の議員の報酬及び市長、副市長及び教育長の給料の適正額についてご審議のうえ、ご答申賜りたくお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

[副市長退席]

■人事課長

今回の諮問につきましては、事務局案はございません。事務局からこのあたりの額でとか、改定しようとかいう案はございませんので、よろしくをお願いいたします。今回改定するのか、しないのか。改定するとしたら

額の決定も含めまして、委員の皆様方で御審議をお願いしたいと考えております。

資料の 8 ページをごらんください。こちらに、これまでの改正経緯を示しております。記載のとおり市議会議員につきましては平成 14 年 4 月から、また市制施行が平成 9 年 10 月にありましたが、それから据え置きとなっております。その間、副市長が 2 段目にございます、副市長については平成 17 年 8 月に、その下に収入役というのございますが、この制度を廃止しまして、当時は助役と言っておりましたが、助役 2 人体制としたことから、助役と収入役の中間値 68 万 9000 円、これが平成 17 年 8 月 1 日からになります、68 万 9000 円として以来の据え置きでございます。いずれの報酬、給料等も、しばらくの間、据え置きとなっております。前回は平成 26 年度に御審議いただいています。それから 4 年経過していることから、今回審議会を開催させていただいております。市長、副市長、教育長においては、他の自治体も行っているように、財政状況等を踏まえた政策的な観点から、過去に減額も行ったことはございます。この審議会では減額前、すなわち、本来の報酬の額を審議していただきたいと考えております。

今回の審議会は、今日を含めまして 3 回を予定しております。第 1 回目の今回はお手元の資料の説明、またその資料に対する質疑応答、また委員の皆様から不明な点、分からない点に関しまして、資料がほしいなどの意見がありましたら、準備できるものは次回までに準備します。

5. 会議及び議事録公開の取り扱いについて

[古賀市情報公開条例に基づき、会議を公開とする事務局案のとおり全委員承認]

- ・会議は公開とする。傍聴者数は会場の都合から10名以内とする。
- ・傍聴要領については事務局案のとおり。
- ・会議録は発言者氏名を伏せ要約筆記とし、委員の承認を得た上で公開とする。

■ 人事課長

現状報告及び審議資料の説明に入りたいと思います。これからは会長も選出されましたので会長の議事進行によりまして、進めさせていただきたいと思いますので会長よろしくお願いたします。

6. 現状報告及び審議資料説明

[特別職の改訂経緯及び福岡県内他市との比較等について事務局より説明]

[質疑応答]

会 長

大原則の確認だが、今回は、市長、副市長、教育長の給料、それと議員、議長、副議長、常任委員長長の報酬、それが適正かどうかを審議することになる。

特別加算の説明があったが、特別加算についても検討するのかどうかを確認したい。

また費用弁償について資料があったと思うが、費用弁償については今回議論しないということでもいいか。

■ 職員係長

53 ページに特別職の期末手当の計算式について記載をしている。古賀市の役職加算は 25% であるが、今回の審議の対象ではない。

費用弁償も今回の審議の対象ではない。

会 長

役職加算の 25% を前提とする。費用弁償についても、今回のこの審議会では扱わない。

委 員

ある程度、古賀市の財政を基準にして考えるということか。

■人事課長

財政状況、県内他市の状況等もお示ししているので、そういったものも含めて総合的に判断いただきたい。

□委員

議員は報酬以外に必要な経費としてもらえるものがあると思うが、それは他市と比べてあまり変わらないと考えていいか。

■総務部長

議員には、まず報酬がある。

それから費用弁償があり交通費相当額を支給することになっている。費用弁償は出していない市もある。

それから政務活動費もあり、毎月1万円の年間12万円を出している。

□委員

他の市町村とそんなに変わらないということか。

■総務部長

政務活動費は出していない市もあるし、はるかに高い額を出しているところもあり、古賀市は少ないほうだと思う。

費用弁償についても廃止されている市もあるが、古賀市は1回につき2500円である。同じ金額を出している市町村もある。

□委員

この審議会は三、四年に1度見直していくということだが、前年から各地で豪雨災害等があり、古賀市は大きな被害はなかったが、もし被害があれば財政も厳しくなるし、報酬等についての審議が今年でよかったのかと考えている。審議会のメンバーに、組合を結成していないような小さな会社経営者とかが入っていたら違ってくるのかと、個人的に考えている。

□委員

民間であったら厚生年金で会社が半分負担、社員が半分負担とあるが、議員は議員年金というのがあるのか。また、それに対して行政が負担している部分があるのか。

また民間には金額のひらきはあるが退職金がある。議員には退職金という制度があるのか。ある場合、それは公開することはできるのか。制度について尋ねたい。

■総務部長

議員年金は、従来はあったが、現在は廃止されている。今は経過措置分について、従来から入っていた方について、市の負担がある。現時点では、議員年金制度自体はない。

退職金制度についてもない。

□委員

議員は報酬であり、諸外国ではほとんどボランティアでやっている国もある。議員になっている人は、ボランティア的な意識の強い人が今後はなっていないと成り立ちが難しいのかなと、以前から私は思っている。

□会長

外国では、一般の人が地方議会の議員になっていて、平日の夜や週末に集まって議会を開くこともある。日本でも日当制を導入しようとする試みもあるようだ。

□委員

今の議員の報酬のあり方とか、日当制なども含めたところでの報酬ということまで、この審議会で協議をすることができるのか。月額報酬について協議をするということか。

■職員係長

今回の審議会では、現在の報酬額が妥当な額なのかどうかを審議してほしい。議員制度のあり方などは、今回の審議対象ではない。

□会 長

もう一度確認をしたい。今回、特に事務局案はない。

今回この審議会では、現在の報酬額、給料額を改定するのか。改定するとしたら額の決定も含めて、ここで決める。現状維持か、アップするか、あるいは減額かの 3 段階となる。現状維持であれば額は考慮しなくていいが、アップするのであれば幾らが妥当か、あるいは減額するのであれば幾らが妥当かというのを、この審議会で決めることになる。方法としては、役職ごとに、市長について上げる、維持する、下げる。副市長について上げる、維持する、下げる。教育長について上げる、維持する、下げる。議員についても、役職ごとに上げるか、下げるか、維持するか決めてもいいし、あるいは議員としてひとくくりにして現状維持なのか、上げるのか、下げるのか。あるいは市長、副市長、教育長について、一括して上げるのか、下げるのか、維持するのかという決め方でもいいと思う。どう決めるのがいいか、ぜひ委員の皆様、次の審議会までにどういう形で決めればいいのかをイメージしてもらいたい。

この点について事務局から補足はあるか。

■人事課長

特にない。

□委 員

考え方としては、入ってくる収入の中で割り振りがどうなっているかを考えていけば分かりやすいと思う。これだけ網羅した資料があると難しく、単純に税金、その他の収入等がどれぐらい伸びているのか。そのことにおいて議員の報酬は固定されているので、収入がある程度上がっているのであれば、上げてもいいと思う。今後 4、5 年を見据えてやめておくのも考えとしてあると思う。もう少し単純明快な資料があればわかりやすいが。

■人事課長

第 2 回までに税金の伸びについて調査し、資料を提出できるように考えたい。

□会 長

古賀市の今の財政の状況はどういう状況か。資料の歳入と歳出をみると、歳入のほうが多いので黒字である。しかし経常収支比率で見ると 90%を超えているので少し悪化している。財政力指数を見ると 1 を超えているのは九州では二つの自治体のみということであるが、古賀市が 0.7 を下回っており、いい状況ではないという見方でいいか。

■総務部長

現在の歳入状況について、25 ページに 28 年度決算と 30 年度予算を比較した表がある。自主財源の市税についてそう大きく動いておらず微増している程度。平成 30 年度の当初予算の自主財源のその他が急激にふえているのは、ふるさと納税の関係である。平成 29 年度 10 億円弱入っており、それを予算化した関係でふえている。

依存財源の地方交付税は、最近減っている状況になっている。その影響を受けるのが経常収支比率である。経常収支比率は 70%から 80%が理想的であり、100%引く経常収支比率が自由に使えるお金となる。平成 28 年度の経常収支比率が 91.8%であり、政策的に古賀市が自由に使えるお金が 8.2%しかないという見方になる。福岡県内 26 市のうち上位 11 番であり、26 市の中では真ん中より少しいいほうとなる。平成 29 年度の経常収支比率の決算の速報値が出てきており、95%になっており悪化している。

財政力指数も、自主財源も、古賀市は多くの企業に立地していただいているため、結構高い数字になっている。

26 ページの A3 サイズの表の真ん中に市債残高がある。市債残高とは借金。古賀市の借金としては、平成

28年度で147億6500万円であり少ないほうがいいので、少ないほうから5番目であり、そう大きな借金をしていない状況である。

3段下に市民1人当たりの借金の額としての割り算した数字が載っている。少ないにこしたことはないので、少ないほうから26市の2番目となり、借金に関しては、古賀市は数字的にはいい数値が出ている。

基金は定期預金みたいなもので、55億8800万円であり、こちらも多いにこしたことはなく、多いほうから20位で、そう大きな貯金はないということになる。

借金も少なく、貯金もそう多くはなく、経常収支比率は悪化しているため、対外的に説明するときには、かなり厳しい財政状況になりつつあるという表現をさせていただいている。

□委員

ラスパイレース指数について低いと説明があったが、他市町村は任期付などの採用はないのか。古賀市だけの特殊な事情なのか。

■人事課長

古賀市は任期が3年間の任期付職員という名称で採用している。これが数年前に制度化され、古賀市は一時的に事業がふえたりであるとか、専門的な分野の方を一時的に欲しいときに制度を活用している状況である。ラスパイレース指数が、結果として県内最下位であり国と比べて低いということであった。他市の任用状況は把握していないが、近隣も活用はしている。その影響で低いということであれば、古賀市は若干人数が多いのかと感じている。

□委員

23ページに議員定数1人当たり人口が3000人とあるが、これはどう見たらいいか。

22ページに職員数はあるが、職員の場合の1人当たり人口はあるのか。

■人事課長

20ページの人口古賀市5万8795人(平成30年5月末現在)、22ページ職員数古賀市の352人(平成28年4月現在)で割ると、職員1人当たり人口は167人となる。

□委員

他の自治体もあわせて知りたい。

■人事課長

第2回までに資料を準備する。

□会長

平成23年に議員定数が1名減った経緯を教えてください。議員定数を削減した主な理由は財政改革の一環なのか、あるいは他の目的があった上での財政改革を念頭においた議員定数減なのか。

もう一点、もし財政改革が目的であれば、議員1人削減することによってどのぐらい効果があるのか。

■総務部長

平成23年の時期は、当時、国の三位一体改革が行われ、その後、行政でも行財政改革を行っていた。同時期に議員提案で、議員定数を1人減らすことを議論した上で、採決されたと聞いている。

金額的な効果は、議員1人分であり、年間645万円ほどの報酬プラス費用弁償、政務活動費となる。

□委員

資料の中に、31ページのパワーポイントのスライドのようなものがあるが、これは議会改革に関するものだと思う。そのあとの資料の議会行事予定表にも議会改革の視察があるが、古賀市の議会改革の資料をつけているのはどういう意味があるのか。

■職員係長

31ページ以降の議会改革についての資料は、議員の活動状況を示すものということで、参考資料としてつ

けている。

□会 長

先ほど議員のなり手不足の説明のときに、そもそも議員がどのような活動をしているのかわかりにくいということがよく言われているという説明もあった。31 ページ以降の資料は、古賀市議会の議員が具体的にどのような活動をしているのかをまとめている資料ということになる。議員報酬を審議する際に、議員がどのような活動をしているのかについて、我々も十分知っておく必要があるだろう。

今回は説明を聞いて質疑をし、追加資料を次回までに用意し、次回の審議会で実質的に審議する。

そして、次回(第2回)の審議である程度方向が固まったら、第3回の審議会で最終的に確定することになる。

7. その他

[日程調整]

第2回は平成30年9月20日(木)19:00～

第3回は平成30年10月18日(木)19:00～

□会 長

それでは、皆様お疲れ様でした。第1回古賀市特別職報酬等審議会を終了したいと思います。第2回もよろしくお願いいたします。